

行財政改革大綱と集中改革 プランを策定しました

市では、さらなる行財政改革を推進するため、平成19年3月30日に「つくばみらい市行財政改革大綱」及びこの大綱の実施計画となる「つくばみらい市集中改革プラン」を策定しました。

厳しい財政状況の中、地方自治法でいう「最少の経費で最大の効果」の基本原則に立ち、行財政改革大綱、集中改革プランに基づき、さらなる効果的な行財政運営を進めてまいります。

推進期間

○時代や環境の変化、住民ニーズ、国及び県の制度改正に合わせた柔軟な対応ができるよう、平成18年度を起点として、平成21年度までを基本とします。

行財政改革の基本方針

- 自律した行財政運営の推進
- 市民が主役の市政の推進
- 行政の透明化の推進
- 経営的観点による行財政運営の推進
- 民間活力導入の推進

行財政改革の主な内容

- 行政組織の整備
市民サービスの向上を目的に、市民ニーズ、社会経済の情勢の変化及び国・県の制度改正に即応した行政サービスを効果的、効率的に行うために、随時、組織機構の見直しを検討、実施します。
- 新行政運営手法の導入
行政評価システムを平成20年度までに導入することにより、市で行っている事務事業を必要性、効率性、有効性などといった観点から評価、検証し、PLAN（計画）↓DO（実施）↓CHECK（評価）↓ACTION（見直し）のサイクルで検証を行うことによる事務の効率化、適正化を図り、健全な行政運営、財政確保さらには職員の意識改革を図ります。

○財政の健全化

市税等の収納向上のため、研修・講習会への積極的参加、徴収体制の強化（県租税債権管理機構・関係機関との共同滞納整理・全庁的な徴収体制・民間委託など）、口座振替の推進、新たな収納方法（コンビニエンスストア収納やクレジットカード収納など）の導入等を検討し、収納率の向上を図ります。

市税（国民健康保険税を除く）収納率：93.0%（平成17年度）
↓93.6%（平成21年度）

○事務事業の見直し

窓口サービスについては、両庁舎の「市民窓口課」で実施していますが、さらなる住民サービスの質的向上や、総合的な窓口サービスの提供を目指した「ワンストップサービス」の検討を含め、窓口業務の充実を図ります。

○人材育成と定員管理・給与等の適正化

給与等の適正化や職員数の定員管理については、定員適正化計画を策定し、合併調整方針を基に職員数を削減し、合併後10年間で行政体のスリム化を図ります。

※平成17年度末と比較し、平成21年度までには、6.6%削減する。
(377人↓352人 25人減)

※詳細な情報は、市役所各庁舎玄関前の掲示板、ホームページ
(<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>)で掲載しております。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎企画政策課
☎58・2111
(内線1242)